

平成 25 年 12 月 3 日

【照会先】

大臣官房会計課福利厚生室

室長補佐 川島延哉（内線 7222）

総務班長 清水 浩（内線 7226）

（代表電話）03 (5253) 1111

（直通電話）03 (3595) 2123

報道関係者 各位

## 中央合同庁舎第5号館における保育所の設置について

厚生労働省においては、待機児童解消加速化プランの推進及び仕事と子育て等を両立できる環境の整備を図る観点から、自らも庁舎内に保育所を設置することとし、準備を進めることとしました。

### 1. 設置時期

庁舎の改修等を行った上で、平成26年10月を目途として開設する。

### 2. 設置場所

中央合同庁舎第5号館2階（現在の大臣官房総務課情報公開文書室のスペース）

### 3. 実施形態

平成27年度からの「子ども・子育て支援法」に基づく新制度の前倒しとして、平成25年度から実施されている「小規模保育事業」か、「事業所内保育施設」のいずれかの形態で行うこととし、引き続き、関係自治体と調整の上、決定する。

### 4. 受入対象児童

地域の児童及び霞が関周辺に勤務される方々の児童

（参考）

保育所設置に関する職員へのアンケート調査結果

◇庁舎内に保育所を設置した場合の利用希望（回答者数：869名）

①利用したい 209名（24.0%）

②条件次第では利用したい 371名（42.7%）

①+②=580名（66.7%）

③利用しない 289名（33.3%）